道路後退部分の道路施設工事等及び非課税措置に関する確約書

（様式第１号）

　土地所有者（以下「甲」という。）と八代市（以下「乙」という。）は、甲の所有する末尾記載の建築基準法に基づく道路後退部分（以下「本件土地」という。）について、次のとおり確約する。

（施工の協議及び維持管理）

第１条　道路後退部分の道路施設工事に関して、乙は、甲の建築確認申請に係る建築工事が竣工したときは、速やかに甲と施工方法、施工時期等について協議する。

２　前項の道路施設工事が完了した後、乙は、本件土地を市管理の道路に準じて維持管理を行う。

３　前々項の工事の完了後、甲の都合により原状復旧を希望する場合は、甲の負担で行うこととする。

（固定資産税の非課税措置）

第２条　乙は、本件土地に関して、前条第１項に掲げる道路施設工事の竣工後、現地確認を行い、道路と一体的な土地利用がされていると認めたときは、本件土地に係る確約書締結日の後初めて到来する賦課期日（１月１日）の年度以降の固定資産税を非課税とする。

（寄附承諾及び一般の通行の承諾）

第３条　甲は本件土地に関して、この確約書締結以降に甲又は乙の申し出により、乙に寄附すること

を承諾する。

２　甲は、前項の規定による寄附を行うまでの間、建築基準法に基づく道路である本件土地を一般の通行に供することを承諾する。

（本件土地の所有権移転及び寄附）

第４条　前条第１項に関する本件土地の所有権移転に際しては、乙から甲に申し出るものとし、甲から寄附を申し出る場合は、必要な書類を具備して申し出るものとする。

２　前項の乙が甲に申し出る時期は、乙が実施する地籍調査、道路改良等に伴い本件土地の所有権移転等に必要な書類が整備された場合等とする。

（紛争解決義務）

第５条　甲は、相続、売買等により乙以外の者に本件土地に係る所有権その他の権利が移転した場合において、また、占有権、質権等の所有権以外のその他の権利者から当該権利の移転があった場合において、関係者間に紛争が生じたときは、甲においてこれを解決する。

（協議）

第６条　この確約に疑義があるとき、又はこの確約に定めてない事項があるときは、甲乙両者協議して定める。

　甲と乙とは、各々の合意に基づいて、信義に従って誠実にこの確約を履行するものとし、その証として本書２通を作成し、甲、乙及び確認書（様式第１号別紙）に立会人記名押印の上、甲、乙それぞれ１通を保有する。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　甲　土地所有者

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　－　　　－

　　　　　　　　　　　　　　乙　住　所　八代市松江城町１番２５号

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　八代市 代表者　　八代市長　中 村 　博 生

〔 土 地 の 表 示 〕

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所　　在　　地 | 地　目 | 地　積 | 左記の内道路  後退部面積 | 確認番号 |
| 八代市 |  | ㎡ | ㎡ |  |

　添付書類（各３部）①位置図　②配置図　③求積図　④字図　⑤登記簿（複写）　⑥後退状況写真